

東京都児童福祉審議会 第4回専門部会

(新たな児童相談の在り方に関する検討)

議事録

1 日時 令和2年11月25日(水) 19時00分～20時56分

2 場所 都庁第二本庁舎 31階 特別会議室27

3 次第

(開会)

1 議事

提言(案)の検討について

2 今後の予定等

(閉会)

4 出席委員

柏女部会長、磯谷副部会長、大木委員、増沢委員、宮島委員、松原委員、山本委員

5 配布資料

資料1 東京都児童福祉審議会専門部会委員名簿及び事務局名簿

資料2 第3回専門部会 主な意見まとめ

資料3 提言(案)

開 会

午後 7 時 0 0 分

○宿岩事業調整担当課長 お待たせいたしました。本日はお忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございます。

開会に先立ちまして、委員の出席状況でございますが、山本委員と大木委員が遅れていますが、そのほかの委員の皆様につきましてはおそろいでございますので、始めさせていただきます。

次に、お手元に本日の会議資料を配布してございます。

資料の 1 枚目、会議次第に配布資料の一覧を記載してございますとおり、本日は資料 1 から 3 のほか、参考といたしましてこれまでの専門部会資料及び水色のフラットファイルのつづり、参考資料を置かせていただいております。

資料に過不足はございませんでしょうか。

御確認いただき、万一、不足等がございましたら、事務局にお声かけいただければと思います。

また、本日は机上にタブレットを配布しております。事務局からの資料説明の際、説明に沿って説明を映しますので、併せてご覧いただきますと幸いです。特に、操作をしていただく必要はございません。

なお、本部会は公開となっております。後日、議事録は東京都のホームページに掲載されますので、よろしく願いいたします。

御発言に際しては、マイクスタンドのボタンを押してから御発言いただきますようお願い申し上げます。

それでは、ただいまから東京都児童福祉審議会第 4 回専門部会を開催いたします。

この後の進行は、柏女部会長にお願いしたいと思います。

○柏女部会長 改めまして、皆様こんばんは。

前回は、大変失礼をいたしました。議事録等も拝見し、その御意見なども踏まえさせていただきます。事務局のほうと提言案について最終的な詰めを行いました。

今日は、その提言案をお諮りさせていただきたいと思います。皆様方の御意見を頂戴しながら、かなり深いところでの議論ができたかと思っ、うれしく思っております。

今日が、専門部会での最後の議論という形になります。また、いただいた御意見を踏ま

えてどのような形で次回の本委員会のほうに提言するか、お諮りをさせていただきたいと思っておりますが、今日はたくさんの御意見を頂戴できればと思います。

今日の議題は、「報告書の検討」ということになります。今日は、委員の皆様方の意見を踏まえて事務局で肉づけ作業を行ったものが提言案として示されておりますので、これに基づいて審議をしていきたいと思っております。

その前に、前回出た主な意見について簡単に振り返りをしたいと思っておりますので、事務局のほうからまずそのことについて御説明をお願いいたします。

○宿岩事業調整担当課長 それでは、私のほうから第3回専門部会で出た主な意見について御説明をさせていただきます。

資料2をご覧ください。【都の現状と海外の参考事例】のところでは、支援が必要な子供の人数や警察からの通告件数等、データ・見通しが必要であるということや、エビデンスを蓄積することが重要であるというような意見がございました。

【在宅支援サービス・母子保健サービスの充実】のところでは、自治体が直営で乳幼児健診や妊婦全数面接を行ってフォローも行っている現行のシステムの実施維持を明記してほしいという意見や、養育支援訪問事業を提言に盛り込んでほしいというような御意見をいただきました。

【子供家庭支援センター等区市町村の相談体制強化】においては、心理職がアウトリーチによる支援をできることが必要であるということや、子供家庭支援センターにおけるS Vの重要性について盛り込むこと、ニーズアセスメント力の向上が重要であるというような意見をいただきました。

次のページをご覧ください。【要保護児童対策地域協議会の機能強化】につきましては、要対協の専任職員の配置はS V機能強化となるので重要であるということや、個別ケース検討会議に当事者が参加するようにすべきというような意見をいただきました。

【通告窓口の在り方】におきましては、警察からの面前DV通告の対応を検討すべきだということや、2点目にあるような、やはり警察からの通告の整理が必要ではないかというような意見、3点目にあるような泣き声通告で保護者が心理的負担を感じる場合もあるということや、4点目にあるような通告を受けて安全確認を受けた人たちが何を求めているのか、求めていなかったかのフィードバックをするべき、また、全ての通告に対して安全確認が必要なのか見直すべきというような意見もいただいたところです。

【介入と支援の分化】のところは、特に多くの意見をいただきまして、通告対応で最も

介入的なアプローチは安全確認であるという意見、一般市民から見て支援を実施する機関と介入的なアプローチを実施する機関が明確になることが重要、安全確認を行う職員の姿勢の点に配慮すべきというような意見や、介入的機関と支援的機関の人事交流等を通じてお互いの知見を学ぶことが重要であるという意見。

5点目、6点目は、安全確認の際に家庭のリスクとニーズを把握することの重要性だということや、保護者が協力的な場合と拒否している場合とで安全確認を分けて考える必要があるというような意見。

7点目、8点目は、介入と支援の用語の使い方とか定義が整理されていないところもございまして、介入と支援を報告書において定義づけて連続性も説明すべきであるというような意見。

下から2番目は、児童虐待や子供家庭福祉分野は当事者の参加が少ないということや、最後に子供の意見表明が重要であるというような意見をいただいたところでございます。

資料の説明は、以上となります。

○柏女部会長 ありがとうございます。

それでは、前回の専門部会で出た意見についてはこれでよろしいでしょうか。それをできるだけ反映するようにしたつもりではありますが、反映していないようでしたらまたおっしゃっていただければと思います。

それでは、提言案について3つに分けて説明をいただいて、それぞれ説明後に各委員から御意見を頂戴するという方法で進めていきたいと思っております。

まずは、「はじめに」と第1章、続いて2章、最後に3章と「おわりに」、この区切りでいきたいと思っております。それで、第1章のところは割と現状のところを書いてあるものが多いので、そこは御意見をいただく時間を短めにして15分くらいで、第2章、第3章、「おわりに」のところについては30分弱、意見交換の時間を取りたいと思っております。そんな流れでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○柏女部会長 では、そのような形にさせていただきたいと思っております。

それでは、まず事務局から「はじめに」と第1章の説明をお願いいたします。

○宿岩事業調整担当課長 それでは、資料3により御説明させていただきます。

資料の2ページをご覧ください。「はじめに」というところで、1つ目の○から4つ目の○までにつきましては、検討に至った経緯や検討内容、国の取組、虐待件数増加が多く

て対症療法で改善が困難であるとの内容を記載してあるところです。

5番目と6番目の○のところで、虐待の重篤化阻止、未然防止の徹底の観点から、海外の取組を参考に新たな方策を模索することが必要である点や、通告初期から都と区市町村が連携した体制整備の必要性を記載しています。

このページの一番下、7つ目の○で、こうした認識の下、7月に専門部会を立ち上げ、イギリスのアーリーヘルプやアメリカのDRなども取組事例として取り上げながら議論を重ねてきたと記載してございます。

次のページをご覧ください。最後の8つ目の○で、検討の成果としてこれ以降のページで述べる提言のアウトラインを記載しているところがございます。

続きまして、3ページをご覧ください。「第1章 東京都の現状と海外の参考事例」です。全体として、統計等を用いて都の児童福祉に係る現状を記すほか、都の施策の取組状況、今回参考にいたしましたイギリスのアーリーヘルプの内容や、アメリカのDRの内容を記載してございます。

3ページは、「都の子供と子育て家庭をめぐる状況」として「出生に関する状況」を記載してございます。

続いて、4ページについては「子育て世帯の状況」を載せてございます。【子育てでイライラすることがある人の割合】などを記載してございます。

5ページをご覧ください。「支援が必要な家庭の状況」として、虐待した子供の年齢分布であるとか、主な虐待者の状況や、次の6ページには虐待事例の養育者の状況、【行政機関とのつながりのない家庭の割合】などを記載してございます。

7ページから9ページにかけて、「児童虐待の状況」として虐待対応件数の状況や虐待の種別、経路別の件数、児童相談所の虐待対応の措置の件数、児童福祉司1人当たりのケース数等を記載しているところがございます。

9ページの下段に【一時保護所の新規入所者数】を記載しているところがございます。

10ページ以降が、都における取組となります。図3.1.1【子育て家庭の状況把握と支援の取組】では、年齢別として各種分野別の取組を記載しています。

11ページは、子供家庭支援センターの体制強化の経緯や、「都と区市町村の協力体制」を記載しています。

12ページは、都と区市町村の連携内容を記載してまして、図の3.3.2にはこの後の提言でも触れます児童相談所とサテライトオフィスの事業内容などを図示しています。

13 ページ以降が、「海外の参考事例」となります。図の4. 1. 1 は、日本と今回取り上げましたイギリスとアメリカとで、それぞれの体制を比較した表となります。

14 ページからは、イギリスにおける児童相談・虐待対応の状況として虐待死の件数、ソーシャルワーカーの数を記載してございます。

15 ページに移りまして、ソーシャルワーカー1人当たりの対応件数を記載しており、それに続く(3)でイギリスのアーリーヘルプの取組内容を記載しています。

16 ページの下段の(4)には日本で言う要対協に類似した組織であるLSPによる機関連携の内容を記載しています。

17 ページ、18 ページにはアメリカのディファレンシャル・レスポンス、DRの実施状況として、DRの導入の経緯や取組内容を記載しています。海外事例につきましては、これまでの専門部会で山本委員、増沢委員等からご紹介いただいた内容も踏まえまして作成していますが、誤認等ございましたら御指摘いただけると幸いです。

簡単ではございますが、「はじめに」と第1章の御説明は以上となります。

○柏女部会長 ありがとうございます。言わば実情について事実を列記したというところ
です。過不足や、あるいは事実誤認等々があれば御指摘をいただければと思います。意見にわたる部分、提言にわたる部分は第2章以降というところで御意見を頂戴できればと思います。どなたからでも結構です。

増沢委員、お願いします。

○増沢委員 御説明ありがとうございました。

間違いの指摘ということではなくて、少し付け加えていただければということが2点ほどあります。

1つが、状況説明の中で、一般的な子育てでのイライラについてのデータに続いて、虐待による死亡事例等に関するリスク要因等が提示されています。これに加えて、重症化して社会的養護になる家庭のリスクというのは何かあるのかという面を見てみた場合に、ひとり親とか経済不安定、多子・多胎とか、10代の妊娠とか、精神疾患等というのは、虐待による死亡事例等以上にぐっと、より相関が出てくるのではないかと思うのですけれども、そういったデータを出してまとめることは可能かどうか。もし可能であれば、それもここに入れると説得力が出てくるのではないかということです。

それから、16 ページのイギリスのアーリーヘルプのチームのことが1番目の○と2番目の○に書いてあるのですけれども、チーム構成員の他に専門職が入っていると記載され

ています。細かく言うと、東京都の展開でも今後関係するのかもしれませんが、アーリーヘルプチームの中に更にサブチームがあって、それがDV対応チームとか、精神疾患対応チームというふうに分かれ、そこにそれぞれ専門家がつくものなのです。これは非常に重要なことで、全体が一緒くたでやっているのではなくて、それぞれ専門家が専門的な知見をもって早期の支援をしているということなのです。少し付け加えの御説明をさせていただきました。以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

最初の御意見のほうは、5ページ辺りになるのでしょうか。

○増沢委員 そうです。5ページ辺りになります。社会的養護のケースになった家庭のリスクです。多分、出るのではないかと思うのですけれども。

○柏女部会長 社会的養護の入所要因ではだめなのですか。

○増沢委員 入所要因ではリスクが出てこないで、ひとり親とか、経済的不安定とか、家庭の状況で今からデータを出すのが難しいとなれば仕方ない話ですけれども、社会福祉協議会の児童部会のほうで結構出しているのではないかなと思うのですが、もしそれがあればここにあるといいのではないかということです。

○柏女部会長 分かりました。では、それは事務局のほうで作業をしてみてください。

2つ目のほうは、確かにそういうサブチームがあるのは入れておいたほうがいいのかもありませんね。日本の要対協でも障害部会があったりしていますので、それは入れておいたほうがいいのかもありませんね。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

では、宮島委員の次に山本委員をお願いします。

○宮島委員 ありがとうございます。とても分かりやすく、やはり現場に分かりやすい、当事者に分かりやすい、都民の方に分かりやすいというのは大事だと改めて思っております。

本当に軽微なところなのですけれども、語句を入れることが可能かどうかということをお聞きします。11ページに「子供家庭支援センターの設置」や「都と区市町村の協力体制」とありますけれども、連携と役割分担は大事だと思うのですが、それだけですとどうしても狭間に漏れたり、落ちができたり、重なり合う部分が意識化されません。発信する側はそのつもりはなくとも、協力してと書いてあるので力を合わせることは分かりながらも、発信された文章の読み手の方が、どうしてもこちらとあちらとを分けるという理解に

なってしまうことがあるので、もし「センターが連携」の次に「・協働・役割分担」と、くどいようですけれども、重なり合う部分があるということを明確に示していただくことを望みます。東京ルールでも重なり合う部分があって、一緒に動くということが大事だと示しているようですので、現状を表す文のところには「協働」という言葉を入れていただけないか。

また、図の東京ルールの部分に「連携」と書いてあるわけですけれども、「連携・協働」と入れられないか。そのほうが、より明確になるし、誤解が生じないのではないかと思います。そして、その点だけなのですが、御検討いただきたいと思います。

○柏女部会長 分かりました。ありがとうございます。必要な御意見だと思いましたので、どのような形で入れるかは御検討いただきたいと思います。

では、山本委員お願いします。

○山本委員 まさに今、宮島委員が言われたのと同じ部分でありまして、「連携・役割」というところに「協働」という言葉が要ると思います。

というのは、サテライトオフィスもそうですけれども、今まで児童相談所と区市町村が別々に動いてきた。要対協という名前の下に同じテーブルについていても役割分担があったということに多分問題点があって、それは、一緒に取り組んでいるという意識の部分なのですが、協働の目標の達成のためにどうするかということ、そういう活動というものが、役割分担ではなくて協働活動であるという認識の下に動いていないと、やはり隙間が空く。そういうことが繰り返されていると思うので、「協働」という言葉をぜひ入れていただきたいと私自身も思います。

それからもう一つ、5ページのところのデータなのですけれども、上のグラフだと全国の数第0次から第16次までの報告の合計数が出ているのですが、その下の都と国の比較の表では第16次と平成30年度だけに限定されています。これは、足し込んだ数字で全体の合計数を表すことができるのであればそのほうがいいかと思います。

というのは、5例とか2例とか言われても、母数が少ない中ではパーセンテージがあってもあまりぴんとこないので、累積した数はこうだというのがもし出せるのであれば、それを出していただけたらと思います。以上です。

○柏女部会長 分かりました。これは少し作業をしてみてください、可能であれば取り上げていただけると、確におっしゃるとおりだと思いますので、お願いしたいと思います。

そのほかは、いかがでしょうか。

大木委員、お願いします。

○大木委員 10ページの図が、私はあまりよく分かっていないので教えてください。母子保健施策とその上の要支援家庭施策の間の点々が一本線じゃなくて膨らんでいるのはどういうふうに解釈をすればいいのでしょうか。

○柏女部会長 これは、事務局のほうで御説明していただけますか。

○吉川家庭支援課長 母子施策と要支援家庭施策とまたがっているものに関して点線で囲んでいるというところなのですけれども、もし修正など必要であれば適切に直したいと思います。

○柏女部会長 上の子育て支援施策と要支援家庭施策のところは、一本線で点線なのでわかりと分かれているということですが、その下の産科受診支援と訪問相談、家庭訪問等々のところは点線が分かれていますよね。要支援家庭施策と母子保健施策の両方にまたがっているので、ここは点線で囲ったということのようですが、いいですか。確かに、特定妊婦であればそういうことはあるかもしれませんね。

どうぞ。

○大木委員 多分、ここは訪問相談と言ってしまうと、子育て支援施策でも訪問相談はするわけですね。

でも、両事業では職種とかスタンス、立場が違うので中身は違うかなと思って、どうしようかと考えたのですけれども、どうすればいいのか。

このグループ支援というのはMCG、マザー・チャイルド・グループとか、そういうのを想定されているのですか。親支援グループとか。

○吉川家庭支援課長 そうですね。

○大木委員 でも、代案がないので、すみません。何となく理解しにくいなというふうには思いました。

○柏女部会長 分かりました。御説明を聞くと、なるほどとは思ったのですけれども、うまい案があればお願いしたいと思います。

ほかはどうでしょうか。

宮島委員、お願いします。

○宮島委員 私はこれが送られてきてやっと見たところなのですけれども、こういうふうに取り扱ったということを述べさせていただきます。あくまでも私の読み手としての印象です。私はこれを自然に取り扱った。子育て支援施策と要支援家庭への施策と母子

保健施策の間の線が実線ではなく点線である。だから、相互にこれは行き来するものだというふうに前提として読みました。

要支援家庭施策と母子保健施策については、近年虐待のリスクなどは、幼児である場合は非常に高く判断しなければならない。それで、母子保健法の改正などでも目的に虐待防止というのが明記されるようになって、ここは両方にまたがる要素がとても大きいので、こういうような形に書いたのかなと読みました。

○柏女部会長 妊娠期からの切れ目のない支援が、ここでよく分かると。

○宮島委員 私は、そういうふうに読みましたということの報告だけなのですが。

○柏女部会長 分かりました。

どうぞ。

○大木委員 要支援施策は子育て支援部署、児童福祉の部署も母子保健の部署も両方やりますよね。それで、要支援の家族に対しての訪問相談、家庭訪問は上の要支援のところに入れていただいて、この実線にしないで点線にしていただく。母子保健の部署では、要支援ではない人たちのところにも新生児訪問は行きますし、定期健診に関しては妊婦のところにも妊婦訪問もするので、一番下の母子保健の下のところの母子手帳交付などが記載されている妊娠期のところにも訪問相談を入れていただいて、それから0歳児以降のところにも訪問相談を入れていただく。この要支援家庭は子育て支援施策も母子保健も両方やりますよということで点線ではいかがでしょうか。

今、要支援家庭施策と母子保健施策が膨らんでいるのですけれども、子育て支援施策も要支援のアウトリーチとかも持っていたりするわけですよね。要支援家庭施策と要支援部署があるわけではなくて、子育ての部署と母子保健の部署と両方でウイングを広げてやっているということだと思うのです。

それであれば、この母子保健と要支援のところだけ重なりを表記しなくてもいいような気がします。上が点線なので下も点線を引いていただいて、今出ている産科受診支援とか訪問相談とか、この2段を要支援家庭のほうに入れて、その下に1本の点線を入れていただく。母子保健のほうは母子保健で要支援ではなくても健康な人たちのところにも新生児訪問とか第一子とか、今、行けるところはほぼ行くので、下のところにも訪問相談とかを入れておいていただければいいのではないかと思います。

それで、両方がこの要支援家庭を子育て支援の立場からも、母子保健の立場からもやっていますよという解釈ではだめでしょうか。

○吉川家庭支援課長 そのように、一旦修正してみます。要するに、訪問ですとかは両方に入れるということで、両方の事業としてやっていますよということで両方に入れるとして、産科受診に関しては要支援家庭施策のほうに一旦入れるというような整理ということでしょうか。

ありがとうございます。

○柏女部会長 では、そのように修正をお願いいたします。

第2章に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、第2章について事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○吉川家庭支援課長 それでは、19ページの第2章から説明をさせていただきます。

この構成ですけれども、まずはじめに考え方のパラグラフを入れております。その後に、項目ごとに課題と提言という形で整理をしております。今回は時間の都合もございますので、課題のほうは少し割愛をさせていただきます、提言を中心に御説明させていただければと思います。

まず、第2章は「予防的支援・地域ネットワーク強化」としてまとめております。

3つの柱がございますが、1つ目の柱として「母子保健サービス・在宅支援サービスの充実」を記載しております。

【課題】は、こちらに項目立てをしております。「(妊産婦や乳幼児への支援)」「(未就園児がいる家庭等の状況把握)」、そして20ページをおめぐりいただきまして「(訪問によるニーズの把握)」「(子育て支援サービス)」について課題出しをしております。

これに対して【提言①】としまして、20ページがございますとおり、「区市町村が、積極的な家庭訪問等により、支援が必要な家庭に的確に支援を提供できるよう施策の充実を図ること」という提言にしております。

具体的な内容につきましては、まず1点目、「(妊産婦や乳幼児がいる家庭への支援の強化)」というところで、区市町村がこれまでも実施してきております妊婦健診等に加えまして、東京都が実施している「とうきょうママパパ応援事業」の更なる活用を促進し、保健師、専門職による妊婦全数面接、産後ケア事業などを行う区市町村を支援すべきであるというところを入れております。

また、母子生活支援施設等の活用についても、専門職による育児指導、家事支援等を集中的に受けられる環境を提供するというところで盛り込んでおります。

2点目、「(未就園児等全戸訪問事業の実施)」でございます。区市町村が、未就園児

などの行政とつながっていない家庭の全戸訪問事業を着実に実施できるように支援を強化することが必要であるということで入れております。

3点目、「（訪問による積極的なニーズ把握）」というところでございますが、ひとり親、若年妊娠者、多子・多胎世帯など、周囲からのサポートが受けられずに不安を抱えている家庭のニーズを適切に把握して支援につなげていくことが必要であるということで、こうした取組が区市町村のほうで着実に実行できるように、体制の強化に向けて支援すべきであるということで入れております。

最後は、「（孤立しがちな家庭へのサービスの拡充）」でございます。子育てサービスを積極的に利用していただけるように、サービスを提供する区市町村への支援を充実すべきであるということを提言で入れております。子供食堂の多くについては、継続的に児童や子育て家庭を見守る取組について今も実施しているところがございますけれども、こういった支援を充実していく必要があるというところに入れております。また、さらには前は前回の御意見でもいただいておりますけれども、「養育支援訪問事業」についても積極的に活用して、こうした支援が必要な当該家庭についても適切な養育の実施を確保して支援につなげることが必要であるということで盛り込んでおります。

続きまして22ページ、子供家庭支援センターの体制強化でございます。リード文のところでございますとおり、東京都としてはこれまでもワーカーの増員などを図ってきたところでございます。また、令和元年の10月から「東京ルール」の改正を行いまして、区市町村への事案の「送致」が可能となり、面前DVなど、児童相談所から区市町村に送致される事案も増加しているところでございます。

【課題】では、まず「（虐待相談に対応する体制）」として、イギリスなど諸外国と比べますとワーカーの人数が不足していることですか、「（予防的支援を担う体制）」が不足していることがあります。また、「（職員の専門性）」ですとか「（母子保健部門との連携）」など、課題を指摘しております。

これを踏まえまして、23ページの【提言②】でございます。「児童虐待への対応力向上を図るとともに予防的支援を強化するため、センターの体制強化・機能強化を支援すること」としております。

具体的な内容としては、まず1点目が「（職員の増配置）」です。先ほどの東京ルールの説明で触れましたが、今後区市町村のほうに送る送致についても対応件数が見込まれるということになります。したがって、こうした区市町村の人員増も含めた体制の更な

る強化が必要であるということです。また、丁寧な相談対応に向けて職員1人当たりの適正な相当ケース数を検討して、業務の標準レベルを目指して職員の増配置の検討を行うことが必要であるということで提言をしております。

2つ目、「(予防的支援の効果的な実施)」でございます。こちらは、イギリスのアーリーヘルプなどの相談体制を参考にいたしまして、「予防的支援」の充実を図る必要があるというところの視点で盛り込んでおります。

東京都としては子育て家庭のニーズやそれに対する支援の効果分析、エビデンスの蓄積などを区市町村と連携をしまして、予防的支援モデルを確立して、区市町村に広く展開する必要があるということを記載しております。

また、コーディネート機能を担う子供家庭支援センターに、心理職や保健師等の専門職も含めた予防的支援チームを設置できるように、区市町村の「予防的支援」を効果的に実施していく体制を強化していくことが必要ということで入れております。

その予防的支援チームのイメージについては四角の囲みで入れております。まずは関係機関と連携して、子育て家庭の情報を収集し、対象家庭の抽出をして、家庭訪問などにより継続的な状況把握をして、もし支援が必要な家庭がありましたらアセスメントをして援助方針の決定を行う。その決定に当たりましては、保護者と相談しながら支援プランを作成して、引き続き支援のコーディネートなど進行管理をしていく。

また、関係機関は支援内容等の情報提供を受けまして、対象家庭や子供への配慮を一緒に担っていくというところで、以上のように予防的支援チームの対応についてイメージを書き込んでおります。

3つ目が、「(職員の専門性向上)」でございます。センター職員の専門性向上のため、今でも実施しておりますが、児童相談所への派遣研修を充実すべきであるということ。また、その際には、派遣されたセンター職員が戻ったときもスーパーバイザーになることができるように支援することが必要であるということ。また、児童相談所のほうからのセンターへの派遣も検討すべきであるということ。24ページに移りまして、また、その児童相談所の職員が区市町村の子育て支援サービスを活用した相談支援のノウハウを学ぶ機会とするということで、児童相談所のほうも子供家庭支援センターに派遣をして学ぶ機会を設けるということを入れております。

加えまして、児童心理司についても子供や家庭の全体を心理面からアセスメントする知識・ノウハウを提供し、センター職員の対応力の向上を図っていくということに支援して

いくということを入れております。

また、児童相談所とセンターの演習型の研修を取り入れた合同研修なども充実していくということを盛り込んでおります。

最後に「（母子保健部門との情報共有・連携の強化）」ということで、中核となる専門人材の配置なども盛り込んでいるところでございます。

最後に、25ページ、3つ目の要対協の体制・機能強化になります。

まず【課題】といたしましては、今、子供家庭支援センターが担っております「（調整機関の体制）」が十分でない現状があるということ、また、「（きめ細かな進行管理を行う体制）」が十分でないところを盛り込んでおります。「（関係機関の見守り）」については、関係機関のノウハウなど、不足している部分があるところを盛り込んでおります。

26ページに移りまして、課題の最後は「（調査権限と情報の共有）」ということ7で、調査協力依頼の対象が協議会の構成機関に限られているということを指摘しております。

これを踏まえた提言が次の3つでございます。

まず【提言③】でございますが、「子供と子育て育て家庭によりきめ細かな支援を行えるよう、協議会の進行管理・調整機能の抜本的な強化を支援すること。」です。そのためには「（調整機関の専任職員の配置）」、調整機関に専任職員を配置して調整業務に従事する職員の体制を充実させること。また、「（担当エリアの適正化とケース進行管理機能の強化）」を図るということで、協議会の担当エリアの縮小・適正化を検討することも盛り込んでおります。

次に【提言④】でございますが、「協議会の各関係機関が子供と子育て家庭へ主体的に支援を行えるよう、研修等の充実強化を図ること」としております。「（関係機関向けの研修の実施と関係機関の対応力向上）」として、関係機関向けの研修プログラムの作成ですとか、関係機関の合同の研修、グループワークなどを定期的開催という内容を盛り込んでおります。

最後に【提言⑤】でございます。「協議会の調査機能を強化するとともに、迅速かつ緊密な情報共有を行うことができる環境整備を支援すること」としております。「（協議会の調査機能の強化）」ということで、協議会の構成機関以外に対しても調査協力依頼ができるようにすべきであるとしております。こちらについては国のほうに法改正ですとか、制度の整備を国に提案するというところで盛り込んでおります。

最後に「（構成機関間のデータベース構築）」ということで、こちらも関係機関が個別のケースの情報を共有できるようなデータベースの構築について盛り込んでおります。

説明は、以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

予防的支援を中心に、要対協の機能強化などについての提言を上げておきました。それぞれの項目の中に重要な、オリジナルな提言なども含まれています。例えば23ページの【提言②】の予防的支援のモデル作成や、あるいは26ページの要対協の進行管理・調整機能の抜本的な強化を目指すといったようなところがこの部会のオリジナルな提言かなと思います。こうした点について、もちろんそれ以外のところも結構なのですけれども、御意見を頂戴できればと思います。20時過ぎくらいまで行います。

山本委員、お願いします。

○山本委員 【提言①】と【提言②】なのですけれども、ともに言っている内容からするとアウトリーチということが柱になっています。しかし、言葉としては出てこないのですけれども、何かこれは意味があってそのように調整されたのですか。

○柏女部会長 事務局のほうで、いかがですか。

○吉川家庭支援課長 特に意識して言葉を排しているというわけではありませんが、お伝えしたい内容についてアウトリーチというのはやはりポイントになるかなと思います。

○山本委員 東京の柱の一つに、おせっかいという概念が出ていますよね。おせっかいというのはまさにアウトリーチで、放っておいてくれという人に、まあそう言わないでと行ってつき添っていくということです。やはり必要な人に届けるというだけでは足りなくて、必要な人を見つけるということが大事で、それがアウトリーチの一つの柱なので、これはアウトリーチのことなのですよということを少し分かりやすくアピールしたほうがいいかなと思いました。以上です。

○柏女部会長 では、関連してということで、増沢委員。

○増沢委員 今の山本委員の意見に少し関連して、前回のお話し合いの内容が反映されていて、本当にうなずいて説明を聞かせていただきました。

特に、【提言②】のエビデンスの蓄積とか、どういった効果を見つけていくかというのはすごく重要です。これに加えて、前回一緒に話したのももしかしたら混在してしまったかもしれないけれども、一方で、効果だけではなくて実態把握も重要です。例えば、子育てをしている精神疾患の保護者がどれだけいるとか、そういう疫学的な調査を通じたエ

ビデンスです。1つ目の提言のところに、区市町村が養育上のリスクを抱える家庭の実態を把握し、というような言葉を入れて、その中でもそういった実態把握をした上で対象家庭の抽出をしていく、というようにすると流れがしっかりするのではないのでしょうか。

要するに、実態がまだ分からないところに課題があるのです。現状でもエビデンスの蓄積はしているのだけれども、これに加えて国際的にはかなり養育上のリスクであるというエビデンスが出されている態様がある。それが何回かこの委員会の中で出ている精神疾患であるとか、DVであるとか、薬物の問題とかです。そういった実態を、把握し切れていないので把握しましょうというのも、一つの課題だと思うのです。

それで、保健と福祉が協働する意味というのは、私はそこにも非常にあると思うのです。保健分野というのは、非常に疫学的な調査をきちんとして戦略を立てていく。その部分はまさに福祉分野が保健から学ぶべきことで、予防というふうにシフトを展開していくためには実態把握をきちんとするというのを、この【提言1】のところに入れると、より説得力が増していくと思いますし、そうしていただきたい。

そうすると、この後、学校とか様々な機関が支援をするというときに、そういった養育上のリスクとして実態を把握したデータが合同研修などの冒頭に入ってくると、必然的に配慮するようになっていくと思うので、非常に大事ではないかと思います。以上です。

○柏女部会長 【提言①】のところを、少し今の趣旨を踏まえて加筆するというようなことでよろしいでしょうか。

○増沢委員 はい。

○柏女部会長 ありがとうございます。大事な指摘だと思います。ほかはいかがでしょうか。

宮島委員、お願いします。

○宮島委員 本当に意見を様々に今まで申し上げてきたわけですが、丁寧に拾っていただいて、まとめていただいたと思います。あるべき姿をちゃんと示した上で、空論ではなくて具体的に提言がなされているということで、合点がいくことばかりです。

やはり細かい点で恐縮なのですが、ほかにもそういうニュアンスのところがありますが、25ページの【課題】のところで「関係機関で情報やリスクの共有が不十分であったという検証がなされている」という記述がありますけれども、私は、一番不足しているのは情報の共有ではなくて、情報の分析、あるいは得ている情報の統合だと考えています。どうしても情報の共有ということが言われるけれども、そこはただ一緒に情報を持ってばいいよということではない。その持っている情報、特に基本的な情報についてちゃんと

考えて、これはどういう意味なのだろう、どう受け取るべきなのだろう、この情報と情報を組み合わせたらどういうことになるのだろうというように、支援をしている方々が感じていることなどを言語化して話し合うということがすごく大事なことだろうなと思うのです。

ですから、情報やリスクの共有とあるのですけれども、情報の分析とか統合というニュアンスの言葉を少し入れていただだけでも、現場の支援の在り方が大分違ってくるのではないかと思います。それがあからこそ、今は大丈夫そうに見えるけれども、やはり手を出しておせっかいをしていこう、アウトリーチをしていこう。支援を拒んでいるけれども、やはり踏み込んだ対応が必要だと、そのような判断に結びつくのかなと思いますので、特にこの辺りは単なる情報の共有ではなくて、分析や統合、判断をしていくという言葉で補っていただけたらありがたい。御検討いただきたいと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。この報告書自体が研修の素材となるということも大いにあり得ると思いますので、そういう意味ではこの中にしっかりと書き込んでおくのは大事なことだと思います。ありがとうございました。

ほかはいかがですか。

では、大木委員お願いします。

○大木委員 予防的支援チームのことなのですが、これは子供家庭支援センターの相談体制の強化としてこれが入っていて、子供家庭支援センターに専門職を置いてコーディネーションをし、最後のところで母子保健とか他の部署と連携と記載しているのですが、実質的に予防的な関わりが必要な人たちの数というのは裾野がすごく広いのです。人数的に考えると、例えば調布市は人口が約24万人で、20人の保健師が地区担当をやっている。その人たちが今、家庭訪問をしたり個別の支援をやっているとすると、そこと一緒のチームでないと、子供家庭支援センターが一気に20人に増えないと思います。増員すると言っているけれども、一気に20人に増えないので、その予防的支援チームが協働のチームであるということが重要なのではないかと。だから、機動力が出るのではないかと。思うのです。

現状だと、子供家庭支援センターは、その事例はうちのフォローから終わりました、うちの対応ではありませんと言われて母子保健だけでやっているとか、もうこれは会えないから子供家庭支援センター事例ですよと渡してしまっていて母子保健は引いてしまったりとか、そういうふうになっているので、予防的支援チームを母子保健と児童福祉の部署が協働のチームとして動いていくということが現実的だし、必要なことではないかと思えます。

そうすると、今おっしゃっていた情報の共有ということも考え合わせると、アセスメントをチームの中で一緒にやることで、それが実態化していくということではないかと思いました。

それと、先ほどのデータ分析のことはすごく私も大事だと思っています。ただ、それを区市町村単位でできるのかというところもすごく厳しいかと思うのです。それで、やはりそこは広域行政のほうが少し頑張って仕組みを作るとか、東京都の役割として何か書き込めるといいなと思います。

○柏女部会長 2点目のほうは、少し検討してみてください。

1点目はかなり大きな問題だと思いますが、事務局のほうとしてはいかがでしょうか。

○吉川家庭支援課長 やはり相談部門にこういった予防的支援チームを設置したらどうかというところで、なおかつ保健部門と連携できる職員を、しっかり保健師などの配置をして、こちらにも書かせていただいたように、母子保健部門、生活保護部門、DVの対応部署ともしっかり連携していくというのを、想定はしておりました。

ですので、母子保健と相談部門の両組織の協働チームということも、もしかしら区市町村によってはそのほうが組織的にいいという場合もあるのかなとは思いますが、今こちらで想定していたのは相談部門の体制強化というところでした。

○柏女部会長 大木委員、どうですか。

○大木委員 現状で、何となくチームが違うということになりますよね。子供家庭支援センターのチームがあり、母子保健は母子保健で地区担当がある。そうすると、やはり何か分担するのですよね。これは子供家庭支援センター事例、これはもう子供家庭支援センター終了事例と仕分けられているというのが現状で、そこに課題があるのかなというふうには思っています。

ですから、チームの在り方を協働にするかどうか。若しくは、そこまで踏み込まないのであれば、子供家庭支援センターにそういう予防支援を考える人たちがちゃんといてというようなこと。多分生活保護とかDVと少しそこは違うと思うのです。母子保健は全員の子供たちに会うので、もともとそこでケースファインディングしているわけですよね。全員の子供に会いながらケースファインディングしていて、そこでもちろん見落としもあるから、子供家庭支援センターのほうからもちゃんとニーズ把握をしていただくという二重体制は重要だと思うのですけれども、とにかくそこが今だとどちらのケースかとなってしまっているんで、どちらのケースとならないで一緒にやるのだよということが書き込まれ

ているといいかなと思います。

○柏女部会長 お願いします。

○西尾子供・子育て施策推進担当部長 先ほどから、「協働」という重要なキーワードが出ていますので、ここについても「協働」というニュアンスを盛り込んで整理してみたいと思います。

○柏女部会長 ここは支援モデルを作成するというものですから、場合によってその協働モデルもあり得るよというようなことをなお書きで、母子保健部門との協働チームでやるという支援モデルもあり得るのではないかというようなことを書いておいてもいいかなと私は思いました。そのほうが、色々と膨らみをもってモデルづくりができるかとも思いますので。

モデル事業としてやるのはまず一つかもしれませんが、考え方としては複数モデルがあるということを明記しておいたほうがいいかなと思いました。よろしく御検討をお願いいたします。大事な御指摘、ありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。

磯谷委員、お願いします。

○磯谷副部会長 磯谷です。まず26ページのところの上のほうに「(調査権限と情報の共有)」というものがあまして、これは要対協の調査権限のところだと思います。それで、ここでは「法で定められている協議会による調査協力依頼の対象が、協議会の構成員に限られている」というふうに書いてあまして、多分これは児童福祉法第25条の3のことを言っているのかと思うのですが、少なくとも当初は厚生労働省がこれは限られないというふうなことで説明していたと思うのです。

要するに、法文上も、その協議会の関係機関等という記載ではなく、単純に関係機関等というふうに書いてあるので、当該協議会の外の関係機関等に対しても25条の3は行使できるという理解だったかと思います。法文上、確かに必ずしも明確でないので問題はあるのですけれども、いずれにしても何か厚生労働省が解釈を変えたのかどうかというところは確認をしていただくといいのかなと思います。

それから、27ページで「(構成機関間のデータベース構築)」です。これはもちろん非常に重要なところですが、その1つ前の調査機能の強化のところは「国に提案」というように書いてあるのですが、このデータベース構築のほうは特にそのような記載がないのです。

ただ、たしか今日の新聞だかに載っていたと思うのですが、個人情報保護条例というものが各自治体でばらばらでして、もちろん大枠は大体似ているのですが、細かいところは結構ばらばらなのです。それで、自治体を超えて情報を共有するという場合に、そこがとても障害になっているというような理解で、国のほうではどうも個人情報保護法を少し整理して共通のものにしようというような動きをしているようです。

何が言いたいかという、このところも基本的にはやはり国に求めていかないといけない部分なのかなと、たまたま東京都内の自治体はほぼその問題がないということであれば、それはそれでいいのかもしれませんが、一般的にはやはり問題があるのだらうと思います。

3点目は、どこということではないのですが、私も要対協は長く関わっていて、連携はとても重要だということは誰も疑うところではないのですが、それでもどうしても児童相談所と区市町村のほうはぎくしゃくするのが実態なのです。そこをうまくやるので、先ほどどなたかから、基礎自治体ではなかなか力量的に難しいので、広域的な自治体が少し事案の分析であるとか、そういったところを見るといいというお話がありました。

それはもっともなのですが、ただ、その広域的な自治体というものが児童相談所だとすると、区市町村のほうはどちらかというと児童相談所は動いてくれないとか、児童相談所を動かそうということでやっている。その児童相談所が、いやケースはこうですと言ってもなかなか伝わらない実情があるのだらうと思うのです。

そういう中で、やはり1つ効果的なのが、第三者が入るところだと思います。民間団体でもいいですし、医師や弁護士など、別にそれに限りませんが、要するにそういったしがらみのない人がケース会議の中に入って少し交通整理をしたりという形にすると、お互いに理解し合えるところが多いかなというように、見ていて思います。

そういったところを、具体的にどのように書くというところではないのですが、やはり外の人の力も借りながら円滑な連携をやっていく、協働をやっていく。そういうふうなところもどこかに盛り込めるといいのかなと思いました。以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

3点ありましたが、1点目、2点目は確認をしていただいて、事実誤認があるようならば修正していただくような形でお願いをしたいと思います。3番目のところは、また御検討いただければと思います。ありがとうございました。

では、松原委員お願いします。

- 松原委員 同じ要対協のところ、【提言③】のところの「(担当エリアの適正化とケース進行管理機能の強化)」なのですが、確かに小地域にすると顔と顔が見えるのでやりやすいのですが、一方で児童相談所は広域を担当されているので、小地域化したときに全部の要対協に本当に出られるのかという不安があるのです。そこを担保するだけの人員増がなかなか難しいと思ひまして、色々な地域によって工夫の仕方があるのでしょうか、そこを書いていただかないと、今度は児童相談所がない要対協というのがだんだん増えてきてしまうような気がしています。例えばローテを組んで出ていくとか何かしないと、ますます児童相談所と地域の要対協は逆に離れていってしまうような気がするので、少し文章表現の中でそういうことができるように工夫してほしいという提言になればと思います。
- 柏女部会長 ありがとうございます。これも大事な視点だと思いますので、入れていただければと思います。

ほかはよろしいでしょうか。第3章と「おわりに」に移って、そしてまた第2章の御意見も関連して出てくると思ひますので、その場合には2章に戻るといふ形にさせていただきたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

- 柏女部会長 それでは、第3章と「おわりに」の御説明を事務局のほうからお願いいたします。
- 宿岩事業調整担当課長 それでは、第3章「安全確保の徹底・早期対応強化」について説明させていただきます。

28ページをご覧ください。第3章では、7つの取組に係る提言を記載してございます。

まず「1 増大する虐待通告への適切な対応」についてです。

【課題】といたしましては、「(面前DV通告の増加)」であるとか「(泣き声通告の対応)」、それから「(通告内容と通告先のミスマッチ)」について記載してございます。

こうした課題を踏まえまして、29ページ以降に提言を記載してございます。

まず【提言①】が、「児童相談所・子供家庭支援センターの相互連携の更なる強化を図ること」としています。

内容といたしましては、「(相談内容に応じた適切な支援)」として、児童相談所と子供家庭支援センター間で引き続き送致を積極的に活用し、役割分担しながら協働して相談援助活動を行うことが必要であるということ。

2つ目といたしまして、「(サテライトオフィスの展開)」として、現在モデル的に実

施されているサテライトオフィスの設置について、児童相談所の体制や区市町村の状況等を踏まえながら更に展開していくべきということ。

30ページに移ります。「(都・区市町村間における情報共有化)」としまして、国が現在開発している「要保護児童等に関する情報共有システム」の活用の検討や、児童相談所と子供家庭支援センターで「テレビ会議システム」の導入・活用を推進すべきというような内容を盛り込んでいます。

次に【提言②】が、「将来的な通告対応の在り方を検証するため、都区間において試行的に通告の振り分けを実施すること」です。

具体的な内容といたしましては、「(通告対応の在り方の検証)」として、通告のミスマッチや業務効率上の課題対応等をするため、児童相談所と子供家庭支援センターの通告対応の在り方を検証することが必要であるとし、「(通告振り分けの試行)」としてサテライトオフィスなどで児童相談所と子供家庭支援センターが協働で通告内容に応じて初期対応機関を決める通告の振り分けを試行的に実施すべきとしてございます。

【提言③】といたしましては、「増加し続ける虐待相談に迅速・的確に対応するため、民間機関等の活用を検討すること」としてございます。

具体的には、面前DV通告等の比較的軽度な案件の安全確認に民間機関等の活用を検討することや、将来的には在宅指導や、家族再統合の業務においても民間機関を活用して、児童相談所がより重篤な虐待対応や、専門的知見を生かした相談援助活動に注力できるようにしてはどうかという内容を挙げています。

続いて、32ページをご覧ください。「2 介入と支援の分化・機能強化、権利擁護の推進」についてでございます。これまでの会議におきましても、介入と支援については定義の整理が必要であるということで様々な御意見をいただいたところでございます。

そのため、冒頭の一点鎖線囲みの中で本報告書における介入と支援の定義を記載してございます。この項において、介入については「子供の安全確保のため、保護者の意に反して行う安全確認、一時保護、措置等。通告後の家庭訪問や、里親委託や施設入所措置を含む。」とし、一方、支援については「家族機能の回復・維持を目指した児童やその家族への相談援助活動」と、事務局のほうでは定義づけさせていただきました。

その上で、まず考え方として、この32ページの【課題】の前書きの2段落目をご覧くださいただければと思います。「本専門部会では」から始まる箇所です。

「本専門部会では、児童相談所の機能分化の在り方として、児童相談所とは異なる別機

関が介入機能に特化して実施することも検討したが、介入と支援は子供の権利擁護を図ることを基盤として常に並行して機能するものであるため、児童相談所内で介入機能と支援機能の役割分担をすることを前提としている。」とさせていただきます。様々な意見がございましたが、事務局のほうでこういった整理をさせていただきます。

その上で、【課題】といたしまして、「（児童相談所の業務ひっ迫）」「（一時保護所のひっ迫）」「（保護者支援）」、ページは移りまして「（アセスメントの不足）」であるとか「（児童相談所への外部評価）」「（アドボケイト）」などを挙げています。

こうした課題を踏まえまして、34ページの【提言④】は、「児童相談所において介入機能を担う虐待対策班と、支援機能を担う地区担当とで業務分担を行う現行の形を活かしつつ、それぞれの更なる強化を推進すること」としております。

具体的には「（児童相談所内の役割分担と体制強化）」として、都の児童相談所の虐待対策班と地区担当という体制、この形を生かしつつ、両部門の中核を担います児童福祉司と児童心理司の更なる増員が必要であるということ。

2つ目としまして、「（一時保護所の体制強化）」として、保護所の入所定員の更なる拡大や保護所の居室の個室化、一時保護所の職員の増員を図ることを挙げてございます。

また、3点目といたしまして「（警察との連携強化）」として、重篤な児童虐待へ対応するため警察官や警察官OB等の配置の活用など、密接に連携することが必要であるとしております。

次に、【提言⑤】として、「虐待の再発防止を徹底するため、保護者支援の充実を図ること」としております。

具体的には「（保護者支援の充実）」として、児童相談所の児童福祉司に係る相談援助技術の研修の充実や児童心理司による保護者面接、またPCITやCAREなどの専門的手法も活用することなどを挙げています。

次に【提言⑥】といたしまして、「適切な相談援助活動のためスーパーバイズの徹底や第三者の評価を導入するなど、体制の強化を図ること」としてございます。

具体的には「（アセスメント・スーパーバイズの徹底）」として、介入と支援の適切な行使には家庭のストレングスも含めた定期的なアセスメントが重要であり、適時適切なスーパーバイズの徹底が必要としております。

また、2つ目として「（外部評価の構築）」です。児童相談所全体の相談援助活動が適切に実施されているか、第三者が客観的に評価する仕組みの構築をすることも必要として

ございます。

最後に【提言⑦】として、「子供の権利擁護を図るため、子供自身が意見を表明できる仕組みの充実を図ること」としています。

具体的には、「(子供自身の意見表明の充実)」として、子供が意見表明できる機会の拡充や子供の意見を適切に代弁する機能を構築することが必要であると、アドボカシーに係る制度構築を挙げているところです。

以上が、第3章になります。

続きまして、36ページをご覧ください。先の第2章と今お話をした第3章を合わせた12の提言では、区市町村や都道府県の児童相談所体制の強化等について幅広く盛り込ませていただいたところですよ。いずれの提言も重要ですが、イギリスのアーリーヘルプや、アメリカのDRと関連して、今回の報告書を通して国に先駆けた4つの施策を、この報告書の最後にまとめさせていただきました。ここでは、その4つの施策の進め方や推進に当たっての留意点等を記載しているところでございます。

具体的には、1つ目の「予防的支援の推進」として、東京都で「予防的支援」のモデルを確立して、在宅型の支援の抜本的な充実に向け、国に財政支援や制度面での整備を提案要求していくこと。

2つ目、「要保護児童対策地域協議会の体制強化・機能強化」として、都でモデル的な取組を展開するとともに、協議会職員の独立・専任化や指導・監査権限の付与など、制度を抜本的に変えていく検討も国に求めていくこと。

3つ目の「サテライトオフィスの推進」として、サテライトオフィスは児童相談所と子供家庭支援センターとの連携強化だけではなくて、児童相談所の拠点を増やして地域にきめ細かい支援を充実するためにも有効であることから、事業を展開する中で新たな相談体制の在り方を築き、国に提案していくこと。

4つ目、「通告対応の在り方の検討」として、今回提言にある通告の振り分けの試行に当たって、振り分けの基準や振り分け後の対応、職員体制などを具体的に検討し、効率的な通告対応の在り方を国に提案していくこととしています。

最後に、38ページの「おわりに」をご覧ください。

1つ目の○から3つ目の○につきましては、専門部会での議論の総括と提言を総括的に述べた概要を記載しています。

4つ目の○では、施策の構築に当たってのデータ分析やエビデンスによる施策展開の必

要性、重要性を改めて記載しています。

5つ目の○、6つ目の○ですが、介入と支援につきましては今回様々に御意見をいただきましたが、今後も状況に応じて継続的な検討が必要ということに記載するとともに、その後に会議でいただきました介入と支援に係る主な意見を列記しています。

次のページの7つ目の○には、今回の部会では深く議論はできませんでしたが、専門性を支える人材の確保、育成については更なる充実を急務としてほしいということに記載し、最後に本審議会でも御紹介いただいたイギリスの児童保護制度改革の中心を担ったムンロー氏の言葉を紹介する形で結びの言葉としているところです。

第3章から「おわりに」にかけての説明は、以上となります。

○柏女部会長 ありがとうございます。

30分ほど意見交換、御意見をいただくことができるかと思えます。何かございましたら、お願いをしたいと思えます。いかがでしょうか。

宮島委員、次に山本委員、増沢委員でお願いしましょう。

○宮島委員 ありがとうございます。本当に用語の整理もしていただいたことはとても意義深いなと思えます。やはり言葉が独り歩きして、それぞれの考えの違うことがいかにすれ違いを生み、現場にまで混乱を与えるかということを感じておりましたので、今回こういう形で簡潔に整理をしていただいた。この検討会では、この報告書ではということ整理いただいたことに対して、非常に意義深いと感じております。

また、東京都においてとても重要だということと、これが全国に波及していくことを考えても、とても意義深いことがたくさんあるというふうを感じております。

細かい点で恐縮ですけれども、3点申し上げたいと思えます。

まず1つ目は、【提言①】の記述のうち、「(都・区市町村間における情報共有化)」と書いてあるところです。先ほどからこだわっておりますけれども、「情報の共有」でとどまっているので様々な問題が生じる。やはり話し合うということが大事で、協議するということが大変だ。大体、何が子供の最善の利益かとか、この当事者、この子供の状況、この家族の状況がどういう状態なのかということをお話し合っていくことがすごく大事だと思います。

要対協に関しても、元々ちゃんと協議するという意味で協議会ですし、条文の中にも支援状況の内容を協議すると書いてありますね。だから、ここでは例えば、都・区市町村間における情報の共有と協議の促進というような言葉にするということも御検討いただけない

いでしょうか。

そして、この〇のところには「日常的に迅速な情報の共有を行うことができる仕組み」、これは国で作ったわけですが、3行目に「情報共有の徹底を図るべき」と書いてあるのですが、情報の共有とやはり協議の促進を図るべきとするほうが望ましいのではないかと考えて、提案させていただきます。それが1点目です。

次もやはり用語に関することですが、「2 介入と支援の分化・機能強化、権利擁護の推進」の中で「スーパーバイズ」と書いてありますが、「スーパーバイズ」と書いたほうがいいところと、「スーパービジョン」と書いたほうがいいところとあるかと思えます。例えば、このタイトルだったら「スーパービジョン」のほうが望ましいのかなと思います。

日本語は難しいと思うので、スーパービジョンを行うとか、スーパーバイズを受ける・するとか、色々ありますけれども、スーパービジョンという言葉が単なる対話だけではなくて体制でもある。どういうふうに支援の質を保っていくかという全体的な体制の問題なのだとことを福山和女先生はいつも御指摘されますけれども、その場合にはバイズではなくてビジョンのほうがより望ましいのかなと思います。それは、後ろのほうの【提言⑥】のところでもこのままの言葉のほうがいいのか、「スーパービジョン」のほうがいいのか、この辺りは個々に見ていただいて御検討いただければと思います。

最後ですけれども、「国に先駆けた施策の展開」のところでは「予防的支援」を推進していくと施設入所等を、これは里親委託も含むと思いますが、必要とする事例も減ってくるのではないかと。これは気持ちとしてはとてもあるのですが、一方で社会的養護を必要とするのだけれどもまだ利用できていない子供たちがたくさんいるということを考えると、ここでこのように書いてしまって果たして大丈夫かという危惧もあります。

ですから、もしこれを生かすのであれば、「やがて長期に施設入所措置等を必要とする事例も減じていく。」となるのではないのでしょうか。やはりある程度の区切られた期間で利用し、それで家族再統合や再構築支援をしていくということもあるだろうと思いますので、そういった議論を含め、しかもこの表現を生かすのであれば「長期に」というような言葉を先に補っておけば。その辺りの誤解は避けられるのかなと思うので、御検討いただきたいということで提案させていただきます。

以上、3つです。

○柏女部会長 「予防的支援」の2行目のところですね。「やがて施設入所措置を必要とす

る事例も減じていく」というところですね。

○宮崎委員 はい。

○柏女部会長 分かりました。

以上、3点の御意見がございましたので、これは事務局のほうで御検討いただいて、その方向で修正をしていただければと思います。

では、増沢委員どうぞ。

○増沢委員 まず、今の宮島委員の御指摘された36ページの「施設入所措置等を必要とする事例も減じていく」というのはイギリスにおけるエビデンスですね。確かに、日本の場合はまだ社会的養護のキャパシティが実は足りない。だから、すぐに減るとはやはり考えにくいので、今おっしゃったように長期的な視点で見たときに減少するということですね。

ただ、やはりこれは重要なことなので、ここにこうした記述をするのであれば、先ほどお話ししたような施設入所児童に関する養育リスクのある家庭、これを把握したほうが説得力が増すと思います。

それともう一点、35ページの「(子供自身の意見表明の充実)」というところで、これはそのとおりということなのですが、私が大事だと考えるのは、やはり子供の重要な決定時に子供自身が参加するということです。意見表明権と参加の権利というのはほぼイコールの話で、ここはそこまできちんと書き込むこと、先ほど予防的支援でも家族の参画といったことが出てきているので、そここそが重要で、意見を言ってみなさいというだけのレベルだと現状をあまり超えていない。やはり参加してこそで、その機会は本当に少ないと思うので、そういう書きぶりをしていただければと思います。以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。決定への参加という視点も入れていくということをお願いをいたします。

山本委員、お願いします。

○山本委員 今後の課題で、今回そこまで踏み込む必要はないのかもしれませんが、35ページの「(アセスメント・スーパーバイズの徹底)」というところで、スーパービジョンか、スーパーバイズかというお話がありましたが、「リスクのみならずストレングスも含めた定期的なアセスメントや進行管理」とまで記載されているのですけれども、定期的なアセスメントや進行管理を考えるのであればニーズであるとか、リソースであるとか、リミットであるとか、結局、進行管理中のアセスメントはそういう分野にまで広がっているので、そういったことも加味して、長期にわたる進行管理の様々な課題というように書い

ておいたほうがいいかと思います。リスクとストレングスというのは入り口の部分で最初に注目されるものですが、その後にはいくつか出てくるので。

それから、「(外部評価の構築)」のところも、今回はそこまでは記載しなくてもいいかなと思いますが、一番は保護者など当事者の意見表明ですね。それが、今のところないです。これは、それこそ国に先駆けることになりますけれども、介入されたり、支援を受けている保護者がどんなニーズを自ら表明するのかということ聞く部分がない。これは、第三者評価をもし本当に完全に入れようとしたら、それぞれの当事者の意見を聞かなければいけないわけです。

しかし、それが下手に評価のために意見を聞きますというと、ただ文句を言うてくるだけの窓口になってしまいますね。その辺りを、一方的だけれどもアンケートか何かで意見表明のチャンスを与えてそれを集計するとか、そういうようなことをいずれは考えていったほうがいいかと思います。それが第三者評価のベースラインになるかと思うので、「(外部評価の構築)」のところでは関係者の意見表明の機会を今後展開させるとか、想定されている目標くらいは書いておいてもいいかと思います。

ただ、具体的にどうするというのはなかなか難しいことがあるので、そこは段階を踏んで考えたほうがいいかと思いますので、そういったことを少し入れておいたらどうかと思いました。以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。最初のほうは、何でしたか。アセスメント・スーパーバイズの徹底のところは。

○山本委員 リスクとストレングス以外に、リソース、ニーズ、リミットというものがあるなということです。

○柏女部会長 分かりました。

ほかはいかがでしょうか。

では、大木委員、お願いいたします。

○大木委員 34ページの「(警察との連携強化)」の本文で、これはワンセンテンスなのですが、後段のところ「警察官や警察官OB等の配置や積極的な活用など」という例示で、「児童相談所は警察と密接に連携」というように書いてあると、何か組織連携ではなくて人を置きましょう、ただ警察官を置きましょうというように少し読めてしまう。

「配置や積極的な活用」の前に出ているのが「警察官や警察官OB等」という書き方だと、単に人員として入ってもらおうというように読めてしまうかなと思うので、例示として配置

や積極的な活用があってもいいのですけれども、その前に配置や会議への参加とか、何かもう少し違う例示も入れておいていただいたほうが、なかなかここは現実的には難しいので、その辺りも何か考えていただくといいかと思いました。

それから、先ほどの33ページの「(アセスメントの不足)」の項目のスーパーバイズか、スーパービジョンかというところですが、後ろのほうの言葉は私は文章の流れからいくとスーパービジョンかと思ったのですけれども、ここは、適切なアセスメントに基づくスーパーバイズが重要なのでしょうか。スーパービジョンに基づく適切なアセスメントが重要なのでしょうか。どちらを強調するのかということで、少し文意が読み取りにくかったので。

私は、スーパーバイズの下での適切なアセスメントが重要ということなのではないかと思いました。

○柏女部会長 そのほうがいいのかもしれませんが。ありがとうございました。

ほかはどうでしょうか。

磯谷委員、お願いします。

○磯谷副部会長 今、少し大木委員がおっしゃった34ページのところなのですが、おっしゃるようないわゆる警察そのものとの連携が重要だということは否定するつもりはないのですが、多分それはむしろ要対協などの枠組みなのかと思います。それで、ここは児童相談所においてその業務分担としてどういうふうにしていくのかという話なので、むしろ人員のほうの話なのかなと思いました。

それから、30ページの一番下で、通告の際の安全確認について「(民間機関等の活用)」というものがあるのですけれども、これはどういう民間機関を想定しているのか。比較的軽度なものはなるべく児童相談所が背負い込むのではなくてというところは理解はできるとして、しかしながら、民間機関でいいと考える理由とといいますか、その辺りがどのような整理になっているのかを確認したかったということがあります。

それから、最後は先ほど増沢委員がおっしゃった子供の意見表明のところ、やや感想めいた感じになりますけれども、この記述で書いてあることに全く反対はないのですが、少し抽象的過ぎるといいますか、では何をやるのというところがいま一つよく分からなかったです。

一方、先ほど当事者の参加の話が増沢委員のほうからありまして、そういったものも書き加えるというのは非常にいいことだと思いますけれども、現場を見ているとかなり大変

かなと思います。要するに、多分子供の状況などもあるでしょうし、参加というのが何を意味するのかというところもあるのですけれども、例えば関係機関とともに色々と協議をするところに参加するのか、通常であれば児童福祉司が施設とか一時保護所とかに行ったりして子供からどのようにしたいかと聞いたりするのが一番多いかと思うのですけれども、その参加というのはどこまで、どの段階のことを言うのかというのは少し難しいなと感じました。

○増沢委員 そうですね。それは、個々の子供によってその在り方を考えていくということも重要だと思うのです。それで、そもそも対象となっている子供たちというのは、自ら主体的に物事を決定してきたというような体験が乏しい子供たちなので、では君の意見はと言われたときに、きょとんとしてしまうような子供とか、あるいはトラウマを抱えて心理的に解離してしまっているような子供は何も言えないなどということが起きるのですね。

では、そのまま聞かなくていいかというそうではなくて、だからこそしっかり意見を聞いていく。その子に合った形の聴き取り方、参加の仕方ということを考えることが重要となります。

一連の決定の経過の中にちゃんと子供が入って、ちゃんと自らのニーズを話せて受け止められる体験を残すということ。だから、このような場面には必ずいて話さないなどの形式的な話ではないということを考えていただければというように思います。

○柏女部会長 今、磯谷委員からの質問が1つありました。安全確認の民間活用のところについてどういうことを想定しているのかです。

○宿岩事業調整担当課長 実際に安全確認を民間委託などをお願いする場合の事業設計というのは、提言を受けた後に検討していくこととなりますけれども、例えば他の自治体の取組事例で、泣き声通告に児童相談所が訪問すると心理的にショックを受ける保護者もいるため、子育て支援を行っているNPO等を活用して最初の安全確認をしてくるというような取組を聞いています。そういった取組を参考にしながら、提言を受けた際には事業設計を考えていきたいと考えています。

○柏女部会長 どうぞ。

○磯谷副部会長 確かに、比較的軽度という意味を想定するとあり得るのかと思いますけれども、私も随分、死亡事例の検証などをしていましたが、やはりこの安全確認はとても重要なのと、あとは例えば経験であるとか、専門性であるとかというところが必要で、それがうまくいかずに見過ごしたケースなどもあるので、かなり慎重に、もしやるとしたら能

力の査定等も含めてやらなければいけないのではないかと思いますし、少しここにこれが出てきて大丈夫かなというの素朴な疑問なのですけれども。ほかの委員が特に問題視されなければ別に構わないとは思いますが。以上です。

○柏女部会長 行政がやるから、かえって見つけにくいところも、寄り添えないというところもあるかというふうにも聞いていますので、そういう意味ではこれのメリットもあるのだろうと思います。

そういう意味では、もちろんやるときにはしっかりとした制度設計が必要だと思いますけれども、あってもいいのかなというふうには思いました。

ほかはどうでしょうか。

では、松原委員お願いします。

○松原委員 プリントアウト版の33ページの「(アドボケイト)」のところなのですが、これは全体は子供自身による意見表明の話になっています。アドボケイトというのは代弁という意味で、子供がそういう意見を形成できないときに誰が子供の代弁者になるかというのがアドボケイトの概念なので、少しアドボケイトという表現をつけること自体がまずい。

本文のほうを生かすとすれば、アドボケイトというふうにしなくて子供の意見表明の担保というような表現にしたほうがいいと思います。そうしないと、35ページの【提言⑦】につながっていかない。

○柏女部会長 分かりました。おっしゃるとおりですね。

○松原委員 それから、些末なことですが、「(アドボケイト)」の本文のところで「措置児童」と使っているけれども、児童福祉法では「被措置児童」というふうに「被」を使うのですが、これは東京都の趣味ですか。

○柏女部会長 どこですか。

○松原委員 「(アドボケイト)」の2段落目の1行目で、「第三者委員や措置児童に係る」は「被措置児童」でしょうか。すみません、些末なところを探してしまいました。

○柏女部会長 分かりました。ありがとうございます。

○松原委員 アドボケイトのことは、少し表現を考えてください。

○柏女部会長 そうですね。それはおっしゃるとおりです。

山本委員。

○山本委員 30ページの「初回の安全確認等」というのは、少し言葉に誤解を招きやすい

かと思います。今、横浜とか、大阪とか、福岡でやっている休日時間外の泣き声通告のみです。これは東京都の先ほどの定義では親のどなり声も入っていましたが、親のどなり声があるともう虐待通告で安全確認が要るのですけれども、泣き声だけでほかに何も無い、ただ子供が泣いているというだけの場合で、それが休日の時間外の泣き声だけというものに限って、民間団体が支援ベースで初めから入る。

養育支援として来ましたということで、安全確認は作業課題に入っていないのです。だから、DRと言われているものの支援ベースのほうで最初からのアクセスを安全確認とは言わずに支援の提供として入る。そこで民間機関の活用ということが出てきているということなので、これが安全確認責任を持つということになると、法的にも民間機関では担い切れない。必ず全部、児童相談所に連絡を入れて確認を取らなければいけないというふうになってしまい、少しニュアンスがおかしくなるので、支援を最初から展開する場合に限ってとか、もう少しそこはケース分析が要りますよね。

ただ、泣き声通告でも保護例がないことはないので、限られた条件の範囲内で支援の提供から始められるようなものというニュアンスがあったほうがいいのではないかな。安全確認をするとすると、少ししんどいかなと思いました。

○柏女部会長 分かりました。少し説明を加えたほうが良いということですね。ありがとうございます。

ほかはどうでしょうか。

どうぞ。

○大木委員 今のと同じなのですけれども、民間機関の面前DV通告への対応もファーストアタッチを民間がやるのはきついのではないかなと思いました。

○柏女部会長 ありがとうございます。

ほかはどうでしょうか。

○影山児童福祉相談担当課長 事務局側からで恐縮なのですが、現場の感覚で33ページの「(アセスメントの不足)」のところのスーパービジョン等が大事だという記述の中で、現状として「経過記録の確認や情報収集が不足したため、介入のタイミングを逃し、重大事故につながった」と、少しここだけ唐突感があって、現場から見たときに、何かここでまた自分たちがやっていることが責められてしまうのかなというようなことがあります。35ページの【提言⑥】の中でスーパーバイザー、スーパービジョンの大切さを謳うというのは分かるのですけれども、ここまで書かなくてもいいのかなという気はしたので

すが、この辺りはいかがでしょうか。

○柏女部会長 御意見ありますか。事務局としては、いかがでしょうか。

○宿岩事業調整担当課長 個別の事例を出しているというところもありますので、事務局側で整理させていただきたいと思います。

○柏女部会長 分かりました。

よろしければ、これで議論を終わりにしたいと思いますが、全体を通じて何か補足、意見ございますでしょうか。

よろしければ、時間の関係もあり、今日思いつかなかったというようなことも含めて、発言が難しかったものについて1週間程度の時間を取って、その間に事務局にメールでお送りいただくという方法も併せたいのですけれども、よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○柏女部会長 では、そうさせていただきます。12月2日の水曜日までに、事務局に追加の意見がございましたらお寄せいただければと思います。

本日の審議内容と併せて事務局で修正等をし、それを反映した修正案を再度皆様方に事務局からお送りいただこうと思います。修正されているかということを確認し、皆様からの御意見を頂戴した上で、来月の本委員会に専門部会としての案を出すという期限がありますので、最終的な調整は私のほうに御一任をさせていただく。こういうことでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○柏女部会長 それでは、恐縮ですが、そのようにさせていただきたいと思います。

今日は非常に多様な御意見を頂戴いたしました。提言案を抜本的に改正するということとはなかったために、そう大きな修正にはならず、細部を入念に記載するということができてよかったかなと思います。

この部会は、7月から短期間に集中して審議を重ねてまいりました。今日は最後の部会になりますので、委員の皆様方から今日までの審議会全体を通じて、短い時間で結構ですけれども、1、2分ぐらいの時間はあると思いますので、御発言をお願いできればと思います。

座っている順で、大木委員からでいいですか。

○大木委員 ありがとうございます。私自身もすごく勉強になりました。ありがとうございました。

ただ、難しいなと思ったことは、ニーズに対してどこの部署もそうだと思うのですけれども、人がやはり足りていないという根本的なところに、どんな仕組みを作ろうかと考えてもそこにぶつかるなというところがすごくジレンマでした。

あともう一つは、しつこいようですみませんが、私は、やはり広域行政の役割はすごくあると思っているので、本当にセンターを作っていただいてデータ分析をしていただくような、そういうものがあるといいなというのは現場にいたときからすごく思っていました。が、今回改めて感じました。

委員の皆様方の議論もすごく勉強になりました。ありがとうございました。

○柏女部会長 ありがとうございます。

では、増沢委員、宮島委員、それから山本委員のほうにいきたいと思います。お願いいたします。

○増沢委員 どうもありがとうございました。イギリスの視察の報告をここでさせていただいて、保護介入型から予防に転換するという世界的な流れが日本で東京都を中心に実現していく兆し、夜明けというか、そんなことに一緒に携わらせていただいて、本当に実はとてもうれしい気持ちでいます。

今後どういった展開になるかは、がおっしゃるように人の配置がどうなるかというのが一番の根本です。

ただ、そういった人を増やすにもやはり世論の声はすごく大事だと思うのです。そのためには、先ほど大木委員もおっしゃったように実態調査はすごく大事で、研究者の話も前回出たと思うのですけれども、そういった研究機関と協働して少し別枠で実態をとにかく出す。それによって、こういう大変な養育ニーズがある子供たちがいるのだということを社会が知れば知るほど、もっと手が要るといふことのコンセンサスが得られていくように思うので、重くなったケースを何とか頑張るといふところから、そういった形の展開になっていくことが重要なのかなと思います。

それと、最後にムンロー先生の言葉が紹介されております。情報提供になるのですけれども、明日から児童虐待防止学会が石川県であります。来年度は神奈川大会なのです。それで、ムンロー先生を招聘するという事です。本当は金沢に来ていただく予定だったので、コロナで来られないということで、来年度同じような時期に先生に来ていただくことはもう先生から内諾も得て、先生はすごく日本に来ることを楽しみにされておられます。

私は、もしこの報告書ができたならムンロー先生に届けたいです。それで来ていただいて、ぜひ東京都の皆さんもムンロー先生にお会いいただいて、予防的な展開をこれから日本もしていくのだというようなことを一緒に共有できたらうれしいと思います。

実は、ムンロー先生は児童保護改革の本を執筆されていますが、その翻訳も今、進んでいるところで、来年度の大会までには間に合って日本で発刊される予定です。ぜひ、それに間に合う形で展開できていくのがすごくありがたい、うれしいなというふうに思います。

ありがとうございました。

○柏女部会長 では、お願いします。

○宮島委員 今回、この部会に加えていただいてぜひたくさん時間をいただいたと思っております。まず、これだけの人数を絞って、委員の意見を聞いてくださって、かなり本音で意見を言わせていただきました。1回目から3回目まで言いつ放しで、どうまとめるのだろうと内心ドキドキしていたのですけれども、数日前に届いたこのまとめ案で本当に現状をちゃんと示して、あるべき姿をちゃんと行って、でも空論にならないで具体的な提言をしている。それで、用語の整理もしてくださった。東京都にとってとても大事な前進だと思いますけれども、全国にとってもすごく引っ張るものになるだろうと思います。

例えば、前回、磯谷副部会長がリモートの会議ということも言ってくださいましたけれども、1年前はリモートの会議とカリモートの授業などといったものは想定していなかったわけですが、今、大学でもリモート授業をやっています。それこそ情報をただ共有するのではなくて、リモートも使って、どうしようか、どこをまだ調べていないのかとか、どこをどう考えればいいのかとといったことをしていくことが本当に必要だと思います。東京でそれが実現できて、例えば地方で私の学校の卒業生などですと、長崎県の対馬とか、宮城県などでは児童相談所の管轄内でも3時間以上かかるとか、長野県なども谷とか、地方によってすごく距離があるのです。そのようなときには、やはり区市町村と児童相談所、あるいは児童相談所間、あるいは一時保護所や施設と、そういったところでちゃんとセキュリティ対策をした上でのことになりますが、リモートで話し合っていくということもできるなというふうに思うようになりました。

何がそのときに大事なのかということでは、答えがあってこうだねと押しつけるものではない。当然、広域自治体の責任というのはあると思いますし、その専門性で基礎自治体を支えていくということがあると思いますけれども、それでも上からというよりは、やはりそういう事例の経験をしているとか、だからこれはどうなのだろうという協議、探求

をともにして行くことがやはりとても大事だと思います。

子供にも、その御家族にも一緒に探求していくというのが本当に幸せを、福祉を実現する上で不可欠な姿勢だろうと思うので、そういう姿勢でまとめてくださったことを感謝しています。サービスはあるけれども届いていないとか、そういうことも明記くださった。また、実際は関わっているけれども見落としがあったり、判断が少しずれてしまったために守れなかった命があったということもちゃんと見つめた上で、先ほどの表現なども書かれているのだと思います。真摯な検討がここで行われた、そこに加えていただいたことはとてもありがたいことだったと思います。

最後の今日の議事録だけ見ると、こいつはおべっかを言っているのではないかと見られてしまうかもしれませんが、1回目から3回目まで相当考えるところを伝えてきたので、それを受けてこの案を示していただいて、私は本当に今、申し上げたような気持ちで今日を終えることができます。残された細かいところについては、また意見を求めてくださるということですので、気づいたところがありましたらお伝えしたいと思います。

本当にありがたいと思っております。どうもありがとうございました。

○柏女部会長 では、山本委員お願いします。

○山本委員 短い期間にまとめにくい話をまとめていただいて、本当に御苦労さまでした。

要は、やはり人材育成と、それから東京で生まれ育つ子供たちは誰も見落とさないというポリシーがちゃんと描かれているなという感じがします。これをベースに、また色々な議論が日本に広がっていく一つの発信源になればいいなと思います。

とても感謝します。ありがとうございました。

○柏女部会長 松原委員、お願いします。

○松原委員 相当、踏み込んだ内容の報告書ができるかなと思って、非常にうれしく思っておりますし、本委員会で受け取るのも楽しみにしております。

東京は、23区のうちのいくつかが児童相談所を設置し始めていますので、そこもぜひタグを組んで、都民と都民の子供というのは変わらないわけですから、そこに格差が生じないように、東京都のほうと児童相談所を設置する区との連携も強めていっていただきたいなと思います。以上です。

○柏女部会長 では、磯谷さんお願いします。

○磯谷副部会長 私も、大変充実した時間を過ごせたと思っております感謝いたします。

先ほど、人の問題も出てきました。私は、やはり児童福祉司がやりがいを持って、そし

て余裕も持って、供と向き合い、ケースと向き合えるというところが一番大切なことなのだろうと思っています。今、なかなかそれができていないところを何とかしたいと思うのです。

それで、先ほど宮島委員がおっしゃったりリモートの話なども、やはりコミュニケーション、例えば実際にはこれまでだったら出向いて行ってどこかで会議をして、それでまた戻ってきて、今度はどこへ行ってということで、そういうふうな時間をできるだけ節約をして、節約しながらもしっかりとしたコミュニケーションが取れるという意味で、やはりITを活用するというのはとても重要なことだと思います。そこで節約した時間が、本当に大切な子供と向き合うところに使えるというところがすごく重要だと思います。

今回の提言は、先ほど松原委員もおっしゃいましたように、随分踏み込んだような形になってとても期待ができていますし、これを実現していくところをぜひ拝見したいと思うし、また、お手伝いができることがあればさせていただきたいなと思っています。以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

一わたり御発言をいただきましたので、私からも少し自分の思いを述べさせていただきますと思います。

きっかけが、本委員会のほうで私からもう少し抜本的なところを議論できないだろうかということを発表させていただいて、それを受けて東京都がこの専門部会を立ち上げるという御決断をいただきました。

しかも、言わばステークホルダーが入らないで研究者等を中心にして進めていくということで、運営をつかさどる者としては初回、2回目辺りは割と研究者のパネルディスカッションのような形になったので、どこに落ち着くのだろうか、意見の対立が起こるのではないか、両論併記になるのではないかなというようなことも正直考えましたけれども、現実を踏まえた議論に落ち着いていってよかったなというのが率直なところです。

ただ、これを現場のほうに下ろしていくためには、様々な現場の方々の御理解も得ていかなければならないわけですので、そういう意味では丁寧な説明が必要かとは思っています。

短い時間でしたので、検討できなかったところは多々あって、そこは少し残念ではありますが、抽象的な表現ではありますが、次へのステップとして残しておけたこともよかったかなと思っています。

順調にいけば、この提言を採択いただいた後は、今度は社会的養護の問題についてまた進めていくということにもなりますので、この議論と、それから社会的養護の議論をつないでいくことも大事なことになるかと思っております。特に、諸外国の事例などを学ぶことができたことは、個人的には本当に勉強になりました。

皆様方の御協力に感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

それでは、最後に事務局から今後の予定などをお願いしたいと思います。よろしく願います。

○宿岩事業調整担当課長 今後のスケジュールですが、提言につきましては先ほど部会長からお話がありましたとおり、1週間程度の時間を設けまして、12月2日水曜日ぐらいまでに事務局まで御意見等をいただければ幸いです。

その上で、修正を反映して最終案を部会長に確認いただきます。最終案が確定しましたら、改めて皆様へ送付した上で、最終的には12月23日に予定しています本委員会で御審議をいただく予定です。

ここまで、専門部会におきまして皆様へ御審議いただきまして本当にありがとうございました。

なお、本日は本専門部会としては最後の部会となります。本日の配布資料及び水色のフラットファイルにつきましては、そのままにしておいていただければ後日、郵送させていただきます。

最後に、少子社会対策部長の高野より、一言御礼申し上げます。

○高野少子社会対策部長 少子社会対策部長の高野でございます。

これまで、委員の皆様方には熱心な御議論、御審議をいただきまして誠にありがとうございました。7月に1回目の本部会を開催いたしまして、本日まで4回にわたって御議論いただいたこととなります。お忙しい中、また短い時間の中で色々御審議いただいたことにつきまして大変感謝しております。

おかげさまで、委員の皆様方からもありましたが、先進的な内容も含んだ提言案というものが取りまとまってまいりました。本日いただきました御意見につきましても、事務局のほうで整理させていただきたいと思っております。

また、専門部会全体を通じまして、いただきましたそのほかの意見等々につきましても、今後の都の施策事業に生かしていきたいと思っております。

最後になりましたが、本部会の取りまとめに御尽力いただきました柏女部会長、それか

ら磯谷副部長、また様々な御意見を頂戴いたしました委員の皆様方に深く感謝を申し上げます。

厚く御礼申し上げます。どうもありがとうございました。

○柏女部会長 それでは、今日の第4回専門部会、これで終了とさせていただきます。皆様、本当に御協力ありがとうございました。お疲れさまでした。

午後8時56分

閉 会